

**静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（休業・営業時間短縮要請）申請要項**  
**< 静岡県飲食店等（緊急事態措置） >**

**<はじめに>**

静岡県が新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言により緊急事態措置区域に追加されたことを受け、静岡県は新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく、飲食店等に対する**休業及び営業時間の短縮要請**を行っています。

静岡県では、この**要請に応じていただいた事業者**に、**協力金を支給**します。

本申請要項は、**飲食店等に対する協力金支給手続（緊急事態措置）に関するもの**ですので、内容を十分御確認いただき、**該当する方は申請をお願いします**。過去に富士市及び湖西市で時短要請に協力いただいた店舗で、早期支払に係る協力金を申請した方は、本申請要項に定める協力金の申請はできません。手続き方法が異なりますので、別途定める申請要項を御覧ください。

**<休業・営業時間の短縮要請の概要>**

対象区域	静岡県全域	—
対象施設	飲食店、遊興施設、結婚式場 (食品衛生法第55条の許可を受けたもの)	詳細は1頁「1 休業・営業時間短縮要請の対象施設」を参照
対象期間	令和3年8月20日(金) 0時から 令和3年9月12日(日) 24時まで(24日間)	—
要請内容	<p><b>I 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等</b>にあっては、<b>休業</b>すること。</p> <p><b>II 上記以外の飲食店</b>にあっては、<b>午後8時から翌朝午前5時まで営業しないこと(営業時間の短縮をすること)</b>。</p> <p>※酒類及びカラオケ設備の提供を行わないこととする飲食店はIIに該当する。                  ※詳細は「別紙」(協力金の対象となる要件)により御確認ください。</p>	※酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等で、通常、午後8時より前に営業を終了する店舗については、休業した場合協力金の対象となります。

**<協力金の概要>**

対象事業者	対象区域内で要請に応じ、かつ下記に該当する事業者 ・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主 ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと	詳細は1頁「2 協力金の対象事業者」を参照
支給条件	・「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度」の認証を取得済み(申請中であり取得が見込まれる場合を含む。)、又は、市町や業界団体等が定める取組を実施するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していること ・業種別ガイドラインを遵守した上で、休業又は営業時間を短縮した日(8月20日。ただし、川根本町の対象施設は、遅くとも、8月22日までに開始)から最終日までの期間、連続して要請に応じること	詳細は1頁「3 協力金の支給条件」を参照
協力金の支給額	1店舗あたり、 <中小企業・個人事業主の場合> 事業規模(売上高)により、 <b>4~10万円</b> ×協力日数 <大企業の場合>(※中小企業・個人事業主も選択可) 事業規模(売上高減少)により、 <b>0~20万円</b> ×協力日数	詳細は2頁「4 協力金の支給額」を参照
申請受付期間	令和3年9月13日(月)から令和3年10月12日(火)まで <b>※令和3年10月12日(火)の消印有効</b>	詳細は5頁「5 協力金の申請受付期間」を参照

**【問合せ先】** [対応期間]: 8/7~10/12 ※土日祝日を含む [受付時間]: 午前9時~午後5時  
**静岡県休業・営業時間短縮要請コールセンター TEL: 050-5211-6111**

## 1 休業・営業時間短縮要請の対象施設

以下の全てを満たす施設（飲食店、遊興施設、結婚式場）

- (1) 食品衛生法第55条の許可を受けた、食品衛生法施行令第35条第1号「飲食店営業」（改正前の食品衛生法施行令第35条第2号「喫茶店営業」を含む。露店形態を除く。）に定める営業を行う施設
- (2) 日本標準産業分類上、中分類76「飲食店」（客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業所及び主としてカラオケ、ダンス、ショー、接待サービスなどにより遊興飲食させる事業所）に分類される施設又は結婚式場

対象施設の例示
レストラン、日本料理店、ラーメン屋、そば・うどん屋、中華料理屋、寿司店、ハンバーガー屋、定食屋、喫茶店、居酒屋、大衆酒場、ビアホール、焼鳥屋、焼肉屋、バー、パブ、ナイトクラブ、結婚式場 など

対象とならない施設の例示
ホテル・旅館等での宿泊者専用の食堂、テイクアウト・デリバリーでの飲食店、弁当屋、コンビニのイートイン など

【注意】「飲食店営業」許可のないカラオケ店については、別途定める申請要項を御覧ください。

## 2 協力金の対象事業者

対象区域内で要請に応じた事業者で以下の全てを満たす者

- (1) 静岡県内に対象施設を有する、企業（大企業も含む）及び個人事業主（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定により税務署長に届出を行った者）であること。
- (2) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。  
また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

## 3 協力金の支給条件

以下の全てを満たす者

- (1) 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等にあつては、休業すること。
- (2) (1) 以外の飲食店にあつては、午後8時から翌朝午前5時まで営業しないこと（営業時間の短縮をすること）。

【注意】酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等で、通常、午後8時より前に営業を終了する店舗については、休業をした場合、協力金の支給条件を満たします。

- (3) 令和3年8月18日（水）時点で対象施設を運営しており、食品衛生法第55条の許可を受けたもの

※令和3年4月1日以降、要請に伴わない休業等で全く営業実態がない場合は支給の対象となりません。

- (4) 感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守し、感染拡大防止の取組を実施していること

(下記①又は②に該当していること)

- ① 「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」の認証を取得済みであること（申請中であり取得が見込まれる場合を含む。）
- ② 市町や食品衛生協会等の業界団体等が定める取組を実施していること

「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」については、下記ホームページを御確認ください。  
(URL) <https://fujinokuni-ninsho.jp>

なお、業種別ガイドラインは、下記の内閣官房ホームページに記載がありますので、御確認ください。  
(URL) <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

## 4 協力金の支給額

### 1 店舗当たりの支給額

#### <中小企業・個人事業主の場合>（売上高方式）

事業規模（売上高）に応じて 4～10万円 × 休業・営業時間短縮要請に協力した日数

#### <大企業の場合>（売上高減少額方式）※中小企業・個人事業主も選択可

事業規模（売上高減少）に応じて 0～20万円 × 休業・営業時間短縮要請に協力した日数

※事業規模（売上高減少の額）によっては、協力金の支給対象外となる場合があります。

#### 【注意】

※休業・営業時間短縮要請の対象期間のうち、令和3年8月20日(金)0時から開始し、令和3年9月12日(日)24時まで連続して御協力いただく必要があります。

ただし、川根本町の対象施設にあつては、感染拡大防止の取組（業種別ガイドラインの遵守等）への対応に時間がかかり、8月20日(金)までに感染拡大防止の取組が間に合わない場合で、8月22日(日)までに対応が出来た場合には、協力金の対象とします。

※営業時間短縮の場合、協力金算定における1日とは、午後8時から翌朝午前5時までとします。

※複数の店舗を所有する事業者等は、1件の申請で対象店舗全ての申請をしてください。  
(原則として、同一事業者から複数の申請は受け付けません。)

## <協力金支給、不支給の例>

【川根本町以外の場合】（感染拡大防止の取組を行い、休業・営業時間の短縮を実施○）

ケース	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	～	9/9日	10日	11日	12日	協力日数
①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24日
②	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不支給
③	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不支給
④	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不支給
⑤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	不支給
⑥	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不支給

※ 8月20日（金）から9月12日（日）まで、全ての期間において支給条件を必ず満たしていること

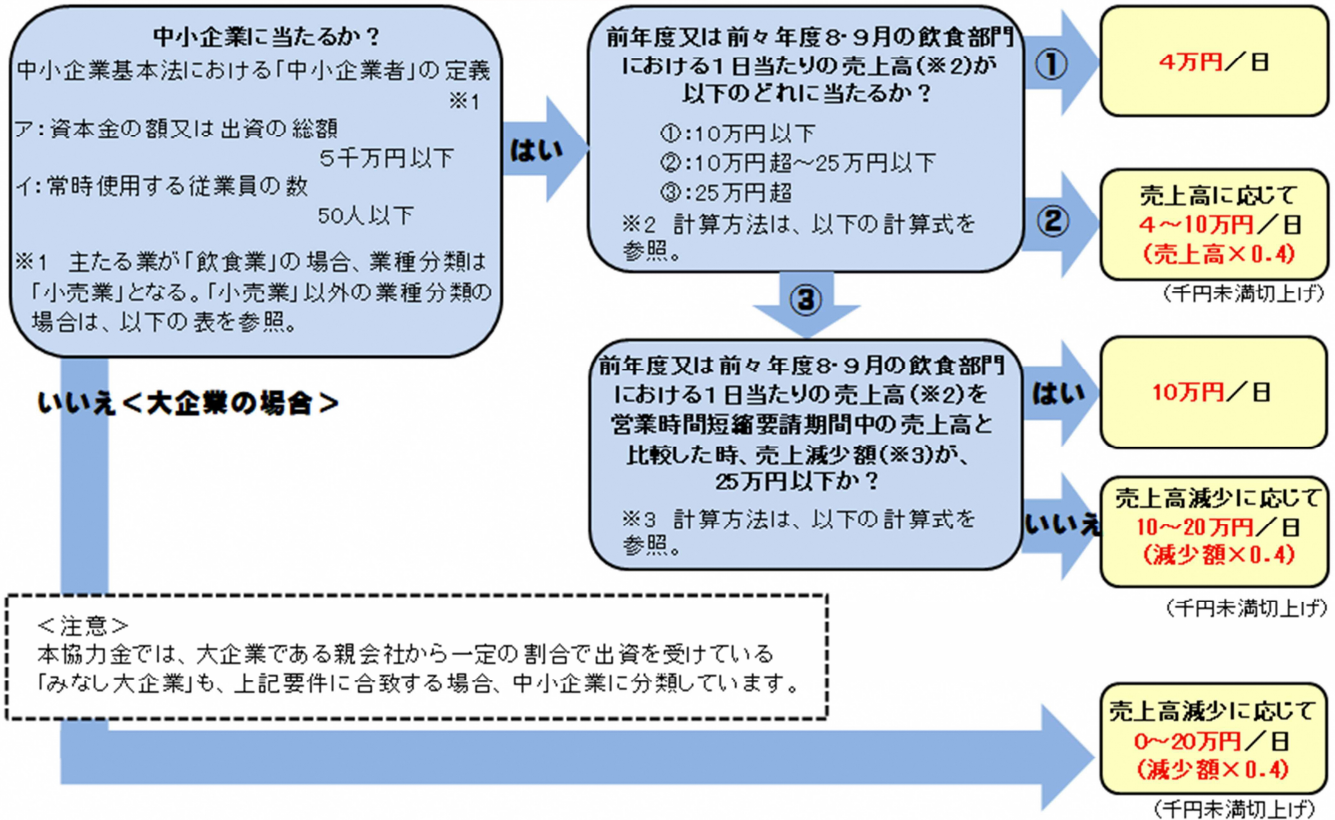
【川根本町の場合】（感染拡大防止の取組を行い、休業・営業時間の短縮を実施○）

ケース	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	～	9/9日	10日	11日	12日	協力日数
⑦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24日
⑧	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23日
⑨	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22日
⑩	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不支給
⑪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	不支給
⑫	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22日

※ 8月20日（金）（取組が間に合わなかった場合は8月22日（日））から9月12日（日）までは支給条件を必ず満たしていること

【事業規模の考え方】次図のとおり

## 事業規模の考え方



※1 中小企業者の要件は以下のとおりです。

なお、主たる業が「飲食業」の場合、業種分類は「小売業」となります。

業種	中小企業者の要件 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※2 前年度又は前々年度8・9月の飲食部門(テイクアウト等に係る飲食部門売上高を除く。以下、同じ。)における1日当たりの売上高は次の①「過年度売上高」の計算方法により算出された金額です。

①「過年度売上高」=「令和2年(又は令和元年)8・9月の合計飲食業売上高」÷61  
又は

①「過年度売上高」=「令和2年(又は令和元年)8/20～9/12の合計飲食業売上高」÷24  
 《1円未満の端数は切上げます。売上高は、消費税及び地方消費税を除きます。》

※3 売上減少額は、次の③「売上減少額」の計算方法により算出された金額です。

②「要請中売上高」=「令和3年 8/20～9/12の合計飲食業売上高」÷24  
 《1円未満の端数は切上げます。売上高は、消費税及び地方消費税を除きます。》

③「売上減少額」=①「過年度売上高」-②「要請中売上高」円

上記のほか、よくあるお問い合わせ(Q&A)、申請書様式も参照してください。



## 5 協力金の申請受付期間

令和3年9月13日（月）から令和3年10月12日（火）まで（当日の消印有効）

なお、6（3）に掲げる書類の全てを揃えた上で提出してください。添付書類が不足している場合、申請書を受付することはできません。

## 6 受付方法

### （1）申請書類の提出

申請書類の提出方法は、郵送又はオンラインでの申請をお願いします。申請書類を以下の宛先に郵送してください。（オンライン申請は準備が出来次第、県ホームページに公開します。）

（宛先）〒420-0857 静岡県葵区御幸町8-1 J A D Eビル3階  
静岡県休業・時短要請協力金 事務局 宛て  
「緊急事態措置協力金申請書在中」

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※まん延防止等重点措置に係る協力金と同封して申請することも可能ですが、申請書は異なりますので、申請書等を省略することはできません。

【注意】感染拡大防止のため、対面での申請はいかなる場合もできませんので、あらかじめご了承ください。

### （2）申請要件や添付書類の確認

県では、協力金の支給が適切に行われるよう、申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどについて申請書類の確認を行います。このため、追加書類の提出を求めたり、確認のための連絡をすることがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指示した書類の提出がない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

### （3）申請書類

別表1（8ページ）に記載した申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。なお、全ての添付書類を揃えて申請してください。添付書類が申請受付期間中に揃わなかった場合、申請書を受付することはできません。

なお、「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」を申請中であって、申請書の写しが手元にない場合は、県が「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局」に申請内容を確認します。個別に認証制度事務局にお問い合わせすることをご遠慮ください。

### （4）支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。

### （5）通知等

申請書類を審査した結果、協力金の支給を決定したときは、後日、支給に関する通知を送付いたします。（令和3年10月上旬以降を予定）

一方、申請書類の審査の結果、協力金を支給しない決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付いたします。

## (6) 支給の時期

協力金の支給開始は令和3年10月上旬以降を予定しています。

## (7) 協力金の申請に必要な書類等の入手方法

県ホームページの「緊急事態宣言に基づく休業・営業時間の短縮要請のページ（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項及び第24条第9項に基づく要請）」から入手することができます。

(URL) <https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-kinkyuu.html>



## (8) 協力金に関する問合せ先

協力金の申請等に関する質問等に対応するため、次の相談窓口を開設しています。  
感染拡大防止のため、対面での受付・説明は行いません。

**[対応期間] : 8/7～10/12 ※土日祝日を含む**      **[受付時間] : 午前9時～午後5時**

**静岡県休業・営業時間短縮要請コールセンター      TEL : 050-5211-6111**

## 7 その他

(1) 協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、県は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返還するとともに、その返還の請求に係る協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協力金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に支払うこととなります。

(2) 協力金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、県は、必要に応じて対象施設に関する検査、報告等を求めることがあります。

(3) 休業・営業時間短縮要請の期間中は、関係職員が区域内の見回りを実施いたしますので、御協力をお願いします。

(4) 要請に御協力いただき協力金を支給した店舗は、後日、静岡県ホームページ等で店舗名(屋号)を公表する予定です。

(5) 本申請要項に定めのない事項について、県ホームページに「よくあるお問い合わせ(Q&A)」を掲載しています。対象要件等の詳細も記載されていますので、必ず確認するようにしてください。

(URL) <https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-kinkyuu.html>



- (6) 対象施設は経済産業省が行っている月次支援金の申請対象外となります。休業・営業時間短縮要請に応じない場合であっても対象施設は月次支援金を申請できません。
- (7) まん延防止等重点措置に伴う協力金については、別途、申請要項を定めています。緊急事態措置に伴う協力金と異なる申請のため、協力いただいた場合には、忘れずに申請をお願いします。
- (8) **<緊急事態措置：早期支払>に係る協力金を申請した方は、本申請要項に定める協力金の申請はできません。(手続き方法が異なります。別途定める申請要項を御確認ください。)**



<b>申 請 書 類 に つ い て</b>
------------------------

※以下の書類を提出してください。

<input type="checkbox"/> <b>1 静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（休業・営業時間短縮要請）支給申請書（様式1）</b> <b>&lt;静岡県飲食店等（緊急事態措置）&gt;</b> ・手書きの場合は、ペン又はボールペン（黒・青色）で記載してください。
<input type="checkbox"/> <b>2 誓約書&lt;静岡県飲食店等（緊急事態措置）&gt;</b> （様式2）
<b>3 飲食店の営業活動を行っていることがわかる書類</b> <b style="color: blue;">【まん延防止等重点措置に係る協力金申請で提出済みの場合、省略可】</b> 次の(1)~(3)の書類が必要となります。
<input type="checkbox"/> <b>(1) 営業活動を行っていることがわかる書類（写し）※下記書類のいずれか</b> ・法人、個人ともに直近の確定申告書の控え（収受印又は電子申告の受信通知のあるもの）。 法人：確定申告書別表一 個人：確定申告書第一表 （個人の場合、確定申告の義務がない方は、住民税申告書の控え） ・確定申告書等に収受印又は電子申告の受信通知がない場合 確定申告書等の控えと、直近の月末締め帳簿など営業実態がわかるもの ・決算時期や申告期限の延長など相当の事由により、直近の確定申告書等が提出できない場合 直近の前年度の確定申告書などの控えと、直近の月末締め帳簿など営業実態がわかるもの ・設立後決算期や申告時期を迎えていない場合 法人設立届出書や開業届の控えと、直近の月末締め帳簿など営業実態がわかるもの
<input type="checkbox"/> <b>(2) 申請者本人確認書類【全員】「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」を取得（申請）済の場合は不要</b> ・運転免許証、パスポート、保険証などのいずれかの写し
<input type="checkbox"/> <b>(3) 飲食店営業許可証（食品衛生法第55条に基づく許可）（写し）</b>
<input type="checkbox"/> <b>4 通常の営業時間が分かる書類（写しで可）</b> ・店舗の看板の写真、店頭ポスター、ホームページ、チラシ等のいずれか ※店舗ごと提出し、店舗の名称がわかるものとしてください
<input type="checkbox"/> <b>5 通常、酒類又はカラオケ設備を提供していることが分かる書類（写しで可）</b> <b style="color: blue;">【酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等のみ】</b> ・店舗内の写真、メニュー表等のいずれか ※店舗ごと提出し、店舗の名称がわかるものとしてください
<input type="checkbox"/> <b>6 休業・営業時間短縮及び酒類・カラオケを提供しないことの状況がわかる書類（写しで可）</b> ・営業時間の短縮を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、ダイレクトメール等のいずれか ※店舗ごと提出し、店舗の名称がわかるものとしてください。 <u>【注意】酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等で、通常、午後8時より前に営業を終了する店舗については、休業をした場合、協力金の支給条件を満たします。</u>

## 7 業種別ガイドラインを遵守していることを証明する書類

**【まん延防止等重点措置に係る協力金申請で提出済みの場合、省略可】**

次の(1)～(2)のいずれかを添付する必要があります。

(店舗ごと提出し、店舗の名称がわかるものとしてください。)

- (1) 「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度」のステッカーや認証書を掲示している写真又は「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度」の申請書の写し等  
※認証制度の申請内容を県が事務局に確認することを希望する場合は、申請書の所定欄にチェックしてください。
- (2) 市町、食品衛生協会等の業界団体等が定めるステッカーや認証書等を掲示している写真又は市町、食品衛生協会等の業界団体等が定める感染拡大防止の取組チェックシート(写)

## 8 協力金を積算するための事業規模が分かる書類

次の(1)～(2)の書類が必要となります。

(店舗ごとに提出し、店舗の名称がわかるものとしてください。)

- (1)①もしくは②の期間の売上台帳(帳簿等)の写し
  - ①令和2年8月・9月 又は 令和元年8月・9月
  - ②令和2年8/20～9/12 又は 令和元年8/20～9/12
  - ・前年度又は前々年度から継続して店舗を営業している場合のみ
  - ・令和2年9月以降に新規開店した店舗は、開店日以降全ての売上台帳の写しが必要
- (2) 令和3年8/20～9/12の売上台帳(帳簿等)の写し  
※令和3年4月以降、要請に伴わない休業等で全く営業実態がない場合は支給の対象となりません。

## 9 振込先口座がわかる通帳等の写し

**【まん延防止等重点措置に係る協力金申請で提出済みの場合、省略可(同一口座に限る。)]**

- ・振込口座は申請者ご本人の口座(法人の場合は当該法人の口座)に限る。

(別表1は、申請書を提出する際のチェックリストとしても御活用ください。)

## 協力金の対象となる要件

本来の営業形態		緊急事態措置を受けた	協力金支給対象(適否)
酒類・カラオケ設備の提供	営業時間	店舗での対応	
提供している (利用者による持込を含む) 例：居酒屋 メニューに酒類が掲載 されている料理店 等	午後8時過ぎまで営業	休業	支払対象 申請書のうち【要請区分Ⅰ】に該当
		酒類提供、カラオケ設備提供をしない かつ午後8時までの営業時間短縮	支払対象 申請書のうち【要請区分Ⅱ】に該当
	午後8時以前に閉店	休業	支払対象 申請書のうち【要請区分Ⅰ】に該当 (注：まん延防止等重点措置の際は対象外)
		酒類提供、カラオケ設備提供をしない (通常の時間営業)	支払対象外
提供していない	午後8時過ぎまで営業	午後8時以前まで営業時間を短縮	支払対象 申請書のうち【要請区分Ⅱ】に該当
	午後8時以前に閉店	— (通常の時間営業)	支払対象外